

モバイル接続料算定に係る研究会（第4回）議事概要

1. 日時：平成24年12月4日（火）14:00～15:55
2. 場所：中央合同庁舎第2号館 10階 総務省第1会議室
3. 出席者
 - (1) 構成員（五十音順、敬称略）
酒井 善則、関口 博正、東海 幹夫、柳川 範之
 - (2) 事務局
吉良 総合通信基盤局長、安藤 電気通信事業部長、吉田 事業政策課長、二宮 料金サービス課長、内藤 料金サービス課課長補佐、中村 料金サービス課課長補佐
4. 議題
 - (1) 論点整理について
 - (2) 自由討議
5. 議事概要

【論点整理について】

事務局から「論点整理～事業者意見の整理と検討の視点～」についての説明が行われた後、自由討議が行われた。概要以下のとおり。

＜＜基本的な検討の方向性＞＞

- ・ 資料に挙げられた論点に従い議論を進めてまいりたい。これまで2回の関係事業者ヒアリングを行い、御意見をいただいた。基本的な検討の方向性についての意見がP2にまとめられている。公平性確保の観点、算定方法に係る考え方の明確化の観点、加えて検証の観点である。二種指定事業者が新たに生まれようとしている現状、また、MVNO市場の今後をどう考えてゆくか等を踏まえ、検討の骨組みに係る考えを伺いたい。
- ・ 事業者間の公平性確保の観点では、各社の数値を一致させるところまで求めるのか、各社の事情に合わせた数値設定を認めるかが重要である。各社の事情により接続料の額が違うのはなぜか、各社の事情の相違を仕方ないとするのか、この辺りを整理する必要がある。
- ・ 事業者間のネットワーク構造や業態等に相違を踏まえ、整理を行うことが必要と考える。
- ・ 一種指定はNTTのみを対象として一つのルールを決めればよいが、モバイル分野は複数の二種指定事業者が存在する。各社の事情の相違を整理する必要がある。

- ・ 基本的な検討の方向性はこれで良い。モバイル市場は複数の事業者がおり、一種指定とは違い公平性確保の観点を導入することは合理的である。各社固有の事情が存在するが、事情といっても外生的なもの、事業者のコントロールの及ぶもの及ばないもの、事業者間で同じ事情にすることが出来るのにそうになっていないものがあるとする。事業者間で同じ考え方が出来るのにそうになっていないものをどこまで認めるかが、個別論点の検討の中で重要になる。事業者意見では、総務省による検証が求められているが、どのくらいのリソース及び仕掛けによって実際に検証を行えるかが重要になる。
- ・ これまではガイドラインの定義が緩やかで事業者の判断により相違が生まれていたが、可能な限りその幅を縮小し共通化・透明化を図ることを基本とし、考え方が異なる部分がある場合、総務省に説明を行う原則が望ましい。
- ・ 総論として検討の方向性に問題は無い。ガイドラインの解釈に幅が生じ、事業者間で不信が生じる現状を踏まえ、その幅を限定してゆくことが重要である。他方、経営上の機密から競争事業者に対して全てを公開することは現実的でない。解釈の幅を然るべき範囲に狭めてゆくことが重要である。
- ・ 基本的な検討の方向性の考えは一致していると結論づける。

<<設備区分別算定>>

- ・ P 6に設備区分別算定の明細表があり、原価を設備区分別に算定する考え方は理解できる。利潤については接続料原価に全体としての利潤を加算するのが一般的ではないか。

事務局：P 6の表はあくまでイメージ例である。設備区分別算定に対応した算定根拠の様式化が適当とのご結論をいただいた際には、検証確保の観点から、実態を踏まえた様式を具体化することが必要と考える。

- ・ 現行ガイドラインでは、算定根拠は設備区分別に様式化されていないのか。

事務局：現行ガイドラインは設備区分別算定について規定はないため、対応した算定根拠の様式化もなされていない。

- ・ 設備区分別の情報は経営機密であり、設備構成は技術革新により変化する。算定根拠の非公開を前提とし、総務省の検証を確保する観点からは様式化にこだわる必要はないのではないかと。
- ・ 公開・非公開という問題の前に、適正な接続料算定として望ましいか否かという議論がある。同算定が望ましいならば設備区分別算定の流れを作る意味で、実態に応じた算定根拠の様式化について検討を行うべき。
- ・ 設備区分別算定は適正と考えるが、それに対応した算定根拠の様式化について

は、どこまで厳格な様式化を行うか議論があると思う。

- ・ 設備区分別算定は基本的に適正と考えるが、事業者の実態を踏まえ、簡便な算定法を認めるなど、環境の変化に鑑み柔軟性のある様式化を行うことが適当と考える。別表第2の様式を設備区分に対応させ詳細な数値を提出されても、数値の真正を判断するのは難しいのではないか。その点を担保する措置等はあるのか。
- 事務局：事業者からガイドラインに基づく算定根拠を提出がなかった場合には、電気通信事業法に基づく報告徴収等を行うことが予定されており、こうした措置を通じて数値の適正性を担保することが可能である。
- ・ 設備区分別の費用算定は可能と考えるが、利潤と需要の把握は困難ではないか。費用配賦で適正性を確認できれば良いのではないか。
 - ・ 設備区分別情報の開示・非開示については、経営上の機密に係る内容に配慮することとし、算定が適正か否かとの整理は「適正」との方向性とする。

<<算定根拠>>

- ・ 別表第2と移動通信役務収支表の数値について、震災による特別損失など非常に特別な事情が生じた場合を除き一致するのが原則という方向性で基本的に問題ないとする。
- ・ 両者は作成のタイミングが異なり、その間に生じた震災等で不一致が生じるもの。その不一致について総務省に十分な説明を行えば良い。
- ・ 考慮すべき特別な事情がある場合にまで完全一致を求めるのは合理的とは言えない。事業者がその正当性の理由を説明するようになれば良いと考える。

<<（3）原価の範囲（営業費の算入）>>

- ・ P10「一種指定制度においても、営業費はすべて接続料原価から控除されているわけではなく」とあるが、具体的にどういうことか。

事務局：一種指定制度においては、一種指定事業者を設備管理部門と利用部門に分け、管理部門で発生した営業費のうち、接続料計算のための費用や回線管理費用等、サービス提供ではなく接続に必要な営業費に限り例外的に算入が認められている。

- ・ モバイル市場が成熟に向かう過程においては、営業活動費等の接続料原価算入について議論が上がった。一定の成熟を迎えた現在においては、算入を認めることが適当な営業費は無くなってきているのではないか。

事務局：過去に営業コストの接続料原価算入が問題となり、平成21年の接続ルール答申において、営業コストは接続料原価から原則控除、但し設備の安定的な運用などに資する営業コストの一部は例外的に算入可能と整理された。本答申を受け、現

行ガイドラインは、接続料原価に算入可能な営業コストを限定列挙している。全て控除すべきだという意見や、現行ガイドラインの整理は合理的だが、算入された営業コストが真に設備の運用に必要なか否か検証すべきとの意見が示されている。

- ・ 具体的にどのようなものが限定列挙されているのか。
- 事務局：①電気通信の啓発活動に係る営業コスト、②エリア整備・改善を目的とする情報収集に係る営業コスト、③周波数再編の周知に係る営業コストの3項目である。

- ・ 答申から約3年経て、この整理に影響するような環境変化はあるか。

事務局：直ちにはないと思う。

- ・ 資料P10について、一種指定制度において接続料原価への算入が認められているのは請求書の編集・作成・発行等に係る費用や電話教室開催など電気通信の普及活動に係る費用等であり、ガイドラインの整理も一種指定制度の整理を受けたものである。答申当時は、端末販売奨励金の原価算入を認めない等の整理がなされたが、同様の整理が必要な営業費用があるか否かを検証するタイミングと理解する。周波数の移行については、地デジの強制移行とは異なり、各社の意思により移行がある点に注意する必要がある。ただ、当時から大きな環境変化がないことを踏まえれば、特段の変更を要するものではないと考える。

- ・ 全て控除することは難しく現状の整理で良いと考える。ただ、事業者間の紛争となれば行政・事業者の双方において多大なコストが生じる恐れがあるため、算入した営業費の中身が適正か否か総務省が検証する体制が良い。

- ・ 構成員の意見に同意するが、拡大解釈の可能性を懸念する。エリア改善・整備等は各事業者が競争するに当たっての企業戦略だと解釈ができるならば、接続料原価算入を認めるのは適正ではない。限定列挙された項目の原則論における「設備の安定的な運用又は効率的な展開に資する」という表現はファジーであり、拡大解釈が生じるのではないか。設備に係るものという趣旨が強調されるような表現が良いと考える。また、営業費の接続料原価算入の実態について、事務局において、比較可能性に留意してデータを取りまとめていただきたい。

事務局：関係事業者と調整の上、ご対応させていただきたい。

<< (4) 利潤 >>

- ・ 総論として、各事業者の説明がそれなりに成り立つ中で考え方を統一してゆく必要がある点は非常に難しい。現時点では、各事業者の算定の考え方も随分違っている。今回解釈の幅を狭め一定の幅に収めないことには、各事業者の算定結果に差異が生じる状況は変わらない。P14におけるRFとRPについて数値を統一、 β

について一定のベンチマークを設定すべきとの意見のような具体的なご提案を参考に、事業者間で公平に採用できる考え方を検討してゆけば良い。P12 の貸借対照表とレートベースの関係は更に難しい。総資産から機能に係るレートベースを区分するのは可能だが、貸借対照表における貸方の負債・純資産の区分が、借方の一つ一つの資産とは連動していないという点である。プロジェクトファイナンスを採用して誰がどれだけ出資してどのように資金調達されているかが判別できれば、借方と貸方の対応関係を見いだすことは可能だが、貸方は渾然一体となっていて資金調達の実態は分からない。しかも、固定事業を有する会社もあれば、非上場会社もある状況で、レートベースに対応した資本構成比をいかに算出するか最適な整理を申し述べることは現時点では難しいが、何らかの整理を図ることが出来ればという期待がある。

- ・ なかなか難しい問題である。個々の事業者の事情があると思うが、事情の範囲の中でも、事業者の恣意性や裁量が入る余地のあるものは、かなり差異が生じてしまうと考える。公平性・適正性という趣旨からは問題がある。各事業者の実態に合わせる適正性もあるが、本研究会の検討の趣旨からすると、恣意性を排除し事業者間の公平性を確保する適正性の担保が重要と考える。この観点から、 β は一定のベンチマークを設定して乖離を検証すること、レートベースと資本構成比は、バランスシートベースで算出することが適正と考える。
- ・ 原価・コストは、各事業者の実態をつかむという要請が強調されるが、利潤は、個々の事情よりも、共通性・公平性を優先させる要請の方が強い。確かに競争環境の中で固有の事情はあろうが、公益事業においては、原価に加算する利潤の算定は考え方を共通とすることを原則とし、各社の事情は例外的に考慮するのが基本である。電気通信分野は一種指定のやり方が存在していることを踏まえ、モバイル市場の競争市場性を考慮の上、議論してゆくのが適切である。

<<データ接続料の需要>>

- ・ P17 の事業者の意見は、ISP 側の総帯域幅で需要を参照することが合理的との点では同旨である。ただ、基地局側の総帯域幅が ISP 側に比べ数倍の伝送容量を有しており、それが必要に応じてか、無駄か、または他の計画で作ったか分からないから慎重に行われるべきとの意見と考える。P19 「待機設備コストの負担」について、厳密には「待機」している訳ではなく電源は入っている。固定電話の場合は、例えば 1000 本ある内 700 本は使って 300 本は使っていないと言うことは可能だが、モバイルの場合は、例えば 10Gbps あるなら 10Gbps すべてを瞬間的には使っている場合があり、ただし、そのコストを MVNO にも全て負担させるのは過大ではなか

ろうかという問題と考える。ISP 側の総帯域幅を総需要とする考え方に基つきながら、例えば先行投資分等について、いかに取り扱うか検討する必要があるという印象である。

- ・ 一般に拡大局面にある産業では、ある程度余裕を持った設備投資を絶えず行わないと問題が生じる。待機設備についても、MVNO もその便益を享受しているのであれば応分の負担が合理的である。過剰投資分も何を過剰とするかは非常に難しい。必要な待機設備については、ある程度の負担を分かちあわないとバランスがとれない。MVNO の参入はかつて予想されていたものと市場環境は異なっているのではないか。当初は小規模事業者が精力的に参入する状況が考えられていたが、海外の巨大な MVNO 参入等、様々な可能性が考えられ、こうした要因も考えながら接続料の問題を考えるべきではないか。
- ・ P18 の MNO と MVNO 間で設備コストをどう負担するかの問題と考える。モビリティの応益性に MNO と MVNO 間に差が無いことを考えれば、応分負担が原則と考える。MNO 需要か MVNO 需要かの算定は基地局側では行えないため、ISP 側の総帯域幅を総需要とするということになる。ただし、ISP 側とすることで、接続料金が激変しないよう一定の配慮は必要と考える。将来原価・将来需要のような考え方を採り入れるなどの激変緩和的な措置を検討することは政策的観点からあり得るのではないか。
- ・ こうした待機設備相当分については、現時点では MVNO は一切負担していないということか。

事務局：MVNO が一部を負担している現状であると言える。前々回のヒアリングにおいては、ISP 側の総帯域幅を総需要とする場合と、基地局側の総帯域幅を総需要とする場合の間の数値を採用しているとの説明があった。

- ・ ISP 側の総帯域幅は時間的な変動幅は大きいのか。

事務局：ISP 側の総帯域幅に時間的な変動はない。

- ・ 「過剰投資」と「待機設備」は、その算定の区別は現実的に可能なのか。
- ・ 非常に難しい。一般に基地局側の総帯域幅は ISP 側の総帯域幅の 5 倍程度と聞くと、これが適正か否か判断を下すことは相当に難しい。仮に基地局側の総帯域幅を ISP 側の総帯域幅と全く同じであるとすると、利用者がエリアを移動する通信ができない。また、理論的に 5 倍が適正ではなく 4 倍が適正だという判断することも非常に困難である。

事務局：「待機設備」「過剰帯域」についての説明が P19、20 にある。一つにモビリティに起因する「待機設備」、需要の見誤りにより非効率な設備が生じる過剰投資による「待機設備」、将来需要に対応するための「待機設備」については、現在、

調査中である。

- ・ 現実に計算できるのかにより実効性が変化する。客観的なデータを検証し、論理的に何が適正か議論しなければならない。

<< (6) その他ヒアリングにおいて事業者から指摘のあった主な課題 等 >>

- ・ P22 の接続料算定に係るタイミングは実務的な問題と認識する。現在、接続料は前年度の会計実績で算定されているが、近年の競争環境の変化を踏まると四半期や半期毎のデータ提示が望ましい。実務的な困難さは把握しているか。

事務局：現状、一事業年度の会計が締められた後に実績値を「実際原価計算」で算定して接続料が設定されている。しかしながら、平成 23 年度接続料を平成 23 年度に行うとなると、まだ見ぬ実績値を「標準原価計算」のような形で算定しなければならないことになる。各社の経営上の機密に係る情報を用いて予定原価や予定需要を算定することに困難性が存在すると考える。

- ・ 現状の実際原価方式で乖離額調整は行っているのか。

事務局：現在、乖離額調整は行われていないが、遡及精算は行われている。どういうことかということ、事業者間の精算方法につき、一部事業者を除き平成 23 年度の接続料は通常平成 23 年度末に確定する。確定までは、暫定的に前年度接続料を適用して月次で支払う。確定後はその差異の遡及精算を行っている。

- ・ 今回、各論点について順を追って整理を行った。事務局においては関係事業者のデータ調査・分析を行っていただきたい。構成員は関係事業者への追加質問があれば別途事務局にお寄せいただきたい。次回は、本日の討議を踏まえ報告書骨子案について討議を行うこととしたい。

【その他】

第 5 回会合は 12 月 25 日（火）に行う予定。

以上